

議案第 22 号

野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和4年12月16日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例

令和5年1月1日から同年3月31日までの間においては、市長及び副市長の受ける給料については、野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）第3条の規定による給料月額からその額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

事務処理誤りによる令和3年8月から令和4年7月までの分の野田市障がい者福祉手当の過支給に対する市の責任を重く受け止め、市長及び副市長の給料を減額しようとするものである。